【表紙】

【英訳名】

【発行登録番号】30 - 関東2【提出書類】発行登録書【提出先】関東財務局長【提出日】2018年6月20日【会社名】エーザイ株式会社

 【代表者の役職氏名】
 代表執行役CEO
 内藤 晴夫

 【本店の所在の場所】
 東京都文京区小石川4丁目6番10号

【電話番号】 03-3817-5110

【事務連絡者氏名】 総務・環境安全部長 岩下 眞治 【最寄りの連絡場所】 東京都文京区小石川4丁目6番10号

【電話番号】 03-3817-5110

【事務連絡者氏名】 総務・環境安全部長 岩下 眞治

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2018年7月1

Eisai Co., Ltd.

日)から1年を経過する日(2019年6月30日)まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 0円(注)1

800,000,000円(注)2

(注)1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。

2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額で

あります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	未定(注)1、2
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	未定
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	未定
割当日	未定
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

- (注)1 当社は、当社の取締役会が新株予約権の発行を決定する際に割当期日と定める日(以下「割当期日」といいます。)における最終の株主名簿に記載又は記録された株主(但し当社を除きます。)に対し、新株予約権の引受権を与え、新株予約権を発行するものであります。発行数は、割当期日における最終の発行済株式総数(但し、当社の保有する当社普通株式を除きます。)を上限とします。
 - 2 各株主が有する新株予約権の引受権の目的たる新株予約権の数は、各株主の所有株式1株につき1個の割合とします。
 - 3 当新株予約権証券は買収防衛策の一環として発行するものであります。買収防衛策の詳細につきましては、第3 その他の記載事項をご参照ください。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株	エーザイ株式会社 普通株式
式の種類	単元株式数は100株であります。
	完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式でありま
	す。
新株予約権の目的となる株	未定
式の数	(各新株予約権の目的たる株式の数は1株又は取締役会で定める株数とします。)
新株予約権の行使時の払込	1個あたり1円
金額	
新株予約権の行使により株	未定
式を発行する場合の株式の	
発行価額の総額	
新株予約権の行使により株	未定
式を発行する場合の株式の	
発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	本新株予約権の発行日から、最短1ヶ月最長2ヶ月の間で、当社取締役会が定める期間とし
	ます。
新株予約権の行使請求の受	未定
付場所、取次場所及び払込	
取扱場所	

本新株予約権の保有者は、以下の(1)ないし(3)のいずれかに定める者に該当する場合を除 新株予約権の行使の条件 き、本新株予約権を行使することができます。 (1)割当期日又は本新株予約権の行使日における特定大量保有者。なお、「特定大量保有 者」とは、以下の()又は()のいずれかに該当する者をいいます(但し、下記(ア) ないし(エ)の各号に記載される者を除きます。)。 ()当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以 下別段の定めがない限り同じとします。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づ き保有者に含まれる者を含みます。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法 第27条の23第4項に定義されます。)が20%以上となる者もしくは20%以上となる と当社取締役会が認めた者、又は ()公開買付け(同法第27条の2第6項に定義されます。)によって当社が発行者である 株券等(同法第27条の2第1項に定義されます。)の買付け等(同法第27条の2第1項 に定義されます。以下同じとします。)を行う者で、当該買付け等の後におけるそ の者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場 合を含みます。)に係る株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義されます。以 下同じとします。)及びその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義されま す。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開 買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとしま す。)の株券等所有割合と合計して20%以上となる者。 (ア)当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条 第3項に定義される。)又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成 方法に関する規則第8条第5項に定義されます。) (イ)当社を支配する意図がなく上記()又は()に該当することになった者である旨 当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記()又は()に該当することに なった後10日間(但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができま す。)以内にその保有する当社の株券等を処分することより上記()及び()に 該当しなくなった者 (ウ)当社による自己株式の取得、消却その他の理由により、自己の意思によることな く、上記()又は()に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた 者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除き ます。) (工)その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の利益に反しないと当社取 締役会が認めた者(一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認 めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。) (2)上記(1)の規定のほか、 上記(1)()の場合には株券等の共同保有者(同法第27条の 23第5項に定義される者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含み ます。)、 上記(1)()の場合はその特別関係者、 特定大量保有者又は上記 もし くは 記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは 承継した者、又は、 実質的に、特定大量保有者又は上記の ないし 記載の者が支 配し、当該者に支配されもしくは当該者と共同の支配下にある者として当社取締役会 が認めた者、もしくは当該者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者。 以下、上記 ないし に記載の者を、特定大量保有者と総称して「特定大量保有者 等」といいます。 (3)上記(1)及び(2)の規定のほか、新株予約権行使時に、自己が特定大量保有者等ではな いことを表明していない者、その他本発行決議において当社取締役会が定める事項を 誓約する書面を提出していない者。 自己新株予約権の取得の事 該当事項はありません。 由及び取得の条件 新株予約権の譲渡に関する 本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとします。 事項 該当事項はありません。 代用払込みに関する事項 組織再編成行為に伴う新株 該当事項はありません。 予約権の交付に関する事項

EDINET提出書類 エーザイ株式会社(E00939) 発行登録書 (株券、社債券等)

(3)【新株予約権証券の引受け】 該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。新株予約権の行使による払込は、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込の手取金の額は未定であります。

(2)【手取金の使途】

上記の新株予約権の行使による払込の手取金は、運転資金に充当する予定ですが、その具体的な内容や支出時期は未定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針(以下、本対応方針という)について

本対応方針は、2006年2月開催の取締役会において社外取締役独立委員会より提案され、導入されたものです。本対応方針については、毎年、社外取締役独立委員会により、維持、見直し、廃止の審議が行われ、その結果を取締役会に提案することとしています。

2018年4月開催の取締役会において、2021年6月30日を期限とする本対応方針について、有効期間を5年間から1年間に短縮し、かつ本対応方針の対象となる買付の基準を「15%」から「20%」に引上げたうえで、継続する旨を決議しました。同決議において、変更後の本対応方針は、2018年6月に開催される社外取締役独立委員会および取締役会での決議に基づき、2018年7月1日より効力が発生し、現在の対応方針は2018年6月30日の経過をもって効力を失うこととしました。

2018年6月に開催した取締役会において、社外取締役独立委員会より本対応方針を4月の取締役会での決議の通りに一部変更をしたうえで、継続する旨の提案がなされ、審議の結果、提案通りに決議しました。

本対応方針の要旨は以下のとおりであります。

1.目的および特徴

当社は、ヒューマン・ヘルスケア(hhc)企業としての理念にもとづいた中期戦略計画をはじめとする諸施策の遂行によって実現される当社の企業価値、ひいては株主の皆様の共同の利益を確保することを目的として、本対応方針を導入しております。

本対応方針は、当社株式の大量買付が行われようとする場合の手続を定め、株主の皆様が適切な判断をするための十分な情報と時間を確保するとともに、買付者がこの手続を遵守しない場合や、企業価値・株主の皆様の共同の利益を損なうような不適切な当社株式の買付であった場合には、買付者による権利行使ができない新株予約権を、その時点の全ての株主の皆様に発行し、買付者の有する議決権割合を低下させることにより、これらの阻止を企図する事前警告型のプランです。

また、当社取締役会において過半数(11名中7名)を占める、経営陣から独立した社外取締役全員で構成される社外 取締役独立委員会が、本対応方針の手続を主体的に運用し、当社株式の買付に関する評価と、新株予約権の発行を取 締役会に提案するか否かの判断を行います。

2. 導入の経緯

本対応方針の導入に当たっては、当社社外取締役のうち3名を構成員とする特別委員会が、複数の外部専門家のアドバイスを得て検討のうえ、本対応方針の導入を社外取締役独立委員会に提案しました。社外取締役独立委員会は、導入の可否を検討した結果、株主の皆様の共同の利益を確保するためには本対応方針の導入が必要不可欠と判断し、当社取締役会に提案しました。取締役会はこれを審議し、その導入を決定しました。

本対応方針は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益のために、会社経営陣から独立した社外取締役で構成される二つの委員会が主導して、採用するにいたりました。

なお、本対応方針の内容は、東京証券取引所との事前相談を経て決定しております。

3. 手続

当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付もしくは公開買付けを実施しようとする買付者には、本対応方針に従って必要情報を社外取締役独立委員会に提出していただきます。

社外取締役独立委員会は、当社の情報も入手し、買付内容の評価、株主の皆様への情報提供と、当社代表執行役CEOが提出した代替案の提示ならびに買付者との交渉等を行います。

買付者が本対応方針の手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうような買付であると社 外取締役独立委員会が判断した場合は、新株予約権の発行を決議して、当社企業価値・株主共同の利益を確保しま す。

4. 有効期間

本対応方針の有効期間は、2019年6月30日までです。なお、本対応方針は、社外取締役独立委員会で、毎年3月及び 定時株主総会開催後に、継続・見直し・廃止の審議が行われます。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第106期(自2017年4月1日 至2018年3月31日) 2018年6月20日関東財務局長に提出 事業年度 第107期(自2018年4月1日 至2019年3月31日) 2019年7月1日までに関東財務局長に提出予定

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第107期第1四半期(自2018年4月1日 至2018年6月30日) 2018年8月14日までに関東財務局長に提出予 定

事業年度 第107期第2四半期(自2018年7月1日 至2018年9月30日) 2018年11月14日までに関東財務局長に提出 予定

事業年度 第107期第3四半期(自2018年10月1日 至2018年12月31日) 2019年2月14日までに関東財務局長に提出 予定

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録書提出日(2018年6月20日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

エーザイ株式会社 本店

(東京都文京区小石川4丁目6番10号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。